

テーマを一新し「ひろげよう こころ豊かに 文化の輪」として開催中の町民文化祭「あゆり祭」。その中で主催事業として企画したのは、「チ・ブルグッド馬頭琴コンサート」。人の音域にも似て、心に深く染み入る馬頭琴の音色、そして、ピアノとのユニットによる現代的な音楽の世界、どうぞ、ご堪能ください。

日時 **11月13日（日）**
午後1時30分開場
（午後2時開演）

会場 **町文化センター小ホール**
（入場無料）

※詳しくは、町中央公民館（☎42-2829）へ
お問い合わせください。

プログラム

モンゴルを代表する民謡「スーホーの白い馬」をはじめ、「万馬のとどろき」やモンゴル民謡など、馬頭琴とピアノが奏でる独創的なコンサートをお送りします。

民謡「スーホーの白い馬」と馬頭琴

羊飼いの少年が愛した白い馬が、「ずっとあなたを待たせているよ、私の命を吹毛を使って楽器を作ってくれよ」と言い残して死んでいく…そうしてできたのが馬頭琴だと言われ、モンゴル人の魂」とも称される民謡。

チ・ブルグッド

中国内モンゴル自治区出身、馬頭琴の名手であるチ・ブルグッド氏の長男。馬頭琴演奏にも権威のある「スラシ杯」賞を受賞するなど、国内外で活躍中。広島アジア音楽祭、三宅一生活りゴレでの演奏や、平安建都1200年祭での御前演奏も行う。

チ・ブルグッド馬頭琴
コンサート

「放課後児童クラブ員」を募集します。

町では、平成18年度「放課後児童クラブ員」を次のとおり募集します。
この放課後児童クラブは、保護者が（仕事の都合などで）昼間いない家庭のお子さん（小学1年から3年生）を対象に、「健全な遊びの場」を提供して子どもたちの社会性や思いやりの心を育み、健康増進や情操を高める目的で設けられているものです。

●募集人員

- ①矢吹小児童クラブ 45名（矢吹小学校の校舎内）
- ②善郷小児童クラブ 60名（善郷小学校の校舎内）
- ③中畑・三神小児童クラブ30名（中畑小学校の校舎内）

●募集対象

保護者が仕事などのため昼間家庭にいない児童（小学1年～3年生）
※応募児童が定員を超えた場合は、審査会を行います。

●開設期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日
（月曜～金曜日、学校の休業日、夏休み等の長期休暇）
※ただし、土曜日や日曜日、国民の祝祭日、お盆期間（適宜）、年末年始等は休みとなります。

●利用時間・送迎

- ①学校の放課後（午後1時～午後6時）
※保護者の方の迎えとなります。
- ②長期休業期間等（夏・冬・春休み中）（午前8時～午後6時）
※保護者の方の送迎となります。

※申し込み・問い合わせ先 町教育委員会（学校教育課幼稚園保育係）
☎（44）4400（内線744、745）

●負担金等

- ①育成料等 月額3,000円
- ②活動費 月額 500円
- ③おやつ代 月額2,000円
- ④保険代 月額2,000円

●申込方法

町教育委員会（学校教育課）に備え付けてある申込用紙に必要事項を記入して、同委員会へ申し込んでください。
※申込用紙は、新入学児童のみなさんには郵送、現1・2年生のみなさんについては学校から配布します。
※申し込み時に、雇用証明書、（または、パート証明書、内職証明書）を父母それぞれに提出してください。
なお、申し込み時点で仕事が決まっていな方は、申込書（入所後仕事を始めるとの内容）を提出し、来年5月末頃までに雇用証明書等を提出してください。
●募集期間
11月14日（月）～11月25日（金）

税情報

平成18年度課税分（町県民税）
税制が改正されました。

平成18年度課税分（今年度申告分）から適用される税制の主な改正内容は、次のとおりです。
①定率減税が2分の1に縮減されます。
定率減税は、恒久的減税の一環として平成11年度税制改正で導入されましたが、現在も継続中、その減税額が個人町県民税所得割15%（限度額4万円）から7.5%（限度額2万円）に縮減されます。
②高齢者控除が廃止されます。
65歳以上の納税義務者の方が受けることのできた高齢者控除（控除額48万円）が廃止されます。
③人的非課税範囲が見直しされます。
65歳以上の方で、前年の合計所得が105万円（公的年金のみ場合は収入が25万円）以下の方に対する非課税措置が平成18年度から廃止されます。
※ただし、平成17年1月1日現在で65歳に達していた方の税率は、平成18年度分は3分の1、19年度分は3分の2、20年度からは全額が廃止となります。
④公的年金等の所得計算方法が見直されます。
公的年金等控除について65歳以上の方の上乗せ措置が廃止され、65歳以上の方の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算する特例措置（高齢者特別加算）が講じられず、具体的な所得金額の計算方法は次のとおりです。

年齢区分	年金収入額	公的年金等所得額
(65歳未満)	130万円以下	収入額-70万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×75% -37.5万円
(65歳以上)	330万円以下	収入金額×85% -78.5万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×85% -155.5万円
年齢区分なし	410万円超 770万円以下	収入金額×85% -78.5万円
	770万円超	収入金額×85% -155.5万円

※問い合わせ先
税務課町税係
☎（42）2111
（内線221、226）